

USPTO が 2012 年度版の年報を公表

2012 年 11 月 15 日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁 (USPTO) は、2012 年度版の年報「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2012」を公表した¹。特許、意匠²、商標いずれも出願件数は前年度よりも増加している。また、特許審査官が前年度よりも約 1100 名増加し、特許審査においては FA 件数および最終処分件数が出願件数を上回った。それに伴い、FA 期間も前年度の 28ヶ月から 21.9ヶ月に大幅に減少している。

米国への特許出願・登録及び商標出願・登録の上位五カ国は、順位を含めて変化はない。

2012 年度版の年報の概要は以下の通り。

1. 職員数

特許審査官が 1141 名増員されている。昨年 9 月 16 日に成立した改正特許法³をうけ、2012 年度は 1000 人以上の審査官を増員する予定となっていたものであり、増員が順調に行われたものとみられる。

	08 年度	09 年度	10 年度	11 年度	12 年度
職員総数 (federal employees)	9518	9716	9507	10210	11531
うち特許審査官	5955	6145	6128	6690	7831
うち意匠審査官	100	98	97	95	104
うち商標審査官	398	388	378	378	386

¹ [Performance and Accountability Report Fiscal Year 2012](#)(PDF)。USPTO のウェブサイトには公式の公表日は掲載されていないが、ウェブサイトでの閲覧可能となった日から 15 日の公表と推定される。

² 米国では意匠は design patent であって意匠特許と呼ばれるが、ここでは日本と同様に意匠と記す。

³ 2011 年 9 月 16 日付 NY 発知財ニュース：[特許改革法案\(リーヒ・スミス米国発明法案\)成立](#)(PDF) 参照。

2. 特許出願及び審査実績

特許出願数は前年度比で5.2%の増加となった。FA件数および最終処分件数はそれぞれ前年度比で7.2%、7.8%の増加となり、FA件数および最終処分件数は出願件数を上回った。それに伴い、FA期間⁴が21.9ヶ月に大幅に減少している。

なお、最終処分までの期間に大幅な変化はないがFA期間が短縮傾向にあることから、次年度以降最終処分までの期間も減少に向かうと予想される。

年度	2008	2009	2010	2011	2012
出願件数	468,669	460,924	481,483	506,924	533,308
FA件数	422,065	469,946	447,485	505,651	542,081
最終処分件数	368,557	457,897	526,767	508,559	548,056
特許発行件数	156,540	166,707	209,754	223,135	248,305
FA期間(月)	25.6	25.8	25.7	28.0	21.9
平均要処理期間(月)	32.2	34.6	35.3	33.7	32.4

(注) 植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。なお、12年度は暫定値。

3. 意匠出願及び審査実績

意匠出願数は前年度比で6.6%の増加となっており、2009年度以降増加傾向を示している。なお、意匠特許のみの審査期間を示す統計は記載されていない。

年度	2008	2009	2010	2011	2012
出願件数	28,217	25,575	28,577	30,247	32,258
FA件数	28,756	27,858	26,051	25,042	26,578
最終処分件数	27,671	29,243	26,782	25,384	26,798
意匠特許発行件数	26,016	23,415	23,373	21,295	21,953

(注) 12年度は暫定値

⁴ 統計上、意匠特許との区別がなされていないことから、FA期間及び平均要処理期間共に意匠特許が含まれた値と認められる。

4. 商標出願及び審査実績

商標出願は前年度比3.2%の増加(2010年度→2011年度は7.5%の増加)となっている。FA期間は2009年度以降微増傾向がみられるものの、最終処分までの期間は短縮しており、審査期間の遅延が問題となるレベルでは無いと考えられる。

年度	2008	2009	2010	2011	2012
出願件数	302,253	266,939	280,649	301,826	311,627
出願件数(区分数)	401,392	352,051	368,939	398,667	415,026
FA件数(区分数)	415,896	372,830	367,027	389,084	420,621
最終処分件数(区分数)	430,343	431,324	372,117	379,494	383,291
FA期間(月)	3.0	2.7	3.0	3.1	3.2
平均要処理期間(月):新	11.8	11.2	10.5	10.5	10.2
平均要処理期間(月):旧	13.9	13.5	13.0	12.6	12.0

(注)処理期間における新旧は、処分中断中の案件及び当事者系手続中の案件を除くか否か。「新」は当該案件を除くため、期間が短く算出される。

5. 再審査請求

2012年度の当事者系再審査請求数が大幅に増加している。これは、2012年9月16日より当事者系再審査が当事者系レビューに改められ、それに伴い大幅な料金値上げとなったことから⁵、駆け込み請求があったためと考えられる。

年度	2008	2009	2010	2011	2012 ⁶
査定系再審査請求件数	680	658	780	759	747
うち、権利者からの請求	87	67	63	104	683
うち、第三者からの請求	593	591	717	654	64
当事者系再審査請求件数	168	258	281	374	640

⁵ 当事者系再審査の約3倍の\$27,200へと値上げされた。なお、現在\$23,000への修正案を提案中。

⁶ 査定系再審査の権利者からの請求数と第三者からの請求数が前年度までの件数と大幅に異なっているが、これは誤植の可能性が高い。

6. 米国に対する海外からの出願・登録状況

特許、商標ともに上位五カ国の国名、順位に変化はない。上位五カ国には入っていないが、中国⁷の増加が著しく、特許、商標ともに来年度は5位以内に入る可能性がある。

なお、2012年度の国別の特許出願件数は、2013年度の年報で公表される予定。

特許出願・発行件数上位五カ国

順位	出願件数			発行件数		
	国名	11年度	10年度	国名	12年度	11年度
1	日本	88,861	84,842	日本	51,609	47,674
2	ドイツ	29,543	28,157	ドイツ	14,569	13,020
3	韓国	28,478	26,648	韓国	13,956	12,858
4	台湾	21,678	21,282	台湾	11,309	9,584
5	カナダ	12,921	12,203	カナダ	6,197	5,687
参考	中国	10,562	8,358	中国	5,044	3,465
	海外総計	255,165	270,928		138,607	124,252

商標登録出願・登録件数上位五カ国

順位	出願件数			登録件数		
	国名	12年度	11年度	国名	12年度	11年度
1	ドイツ	10,525	10,603	カナダ	3,888	4,069
2	カナダ	9,823	9,257	ドイツ	3,660	3,730
3	イギリス	8,939	8,451	イギリス	2,905	2,989
4	フランス	6,375	5,868	フランス	2,160	2,353
5	日本	5,358	5,054	日本	2,198	2,272
参考	中国	3,735	3,652	中国	2,024	1,705
	総計	89,100	85,116	総計	34,003	33,752

(了)

⁷ 香港や台湾などを除いた値。